

日本ブラインドサッカー協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本ブラインドサッカー協会(以下協会)とする。

(事務所)

第2条 協会の事務所は 〒169-0073 東京都新宿区百人町1-23-7 新宿酒販会館4階 に置く。

(目的)

第3条 国内の視覚障害者サッカー(Blind Football、Blind Futsal)における統括組織として、同競技の普及・発展と競技力の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 普及・指導に関すること。
- (2) 競技力向上に関すること。
- (3) 指導者・審判員の育成に関すること。
- (4) 大会の開催に関すること。
- (5) 国際大会へ参加する選手、コーチの選出と派遣に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(その他)

第5条 協会の運営はこの規約などにより行うものとする。

第2章 会員

(会員)

第6条 会員は協会に登録した者とする。

- 2 会員は正会員、学生会員と賛助会員からなる。

(正会員)

第7条 正会員は協会の目的に賛同し、登録した個人をいう。

(学生会員)

第8条 学生会員は協会の目的に賛同し、登録した個人で、学籍を有する者をいう。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は協会の目的に賛同し、財政的支援をするために登録した個人または団体をいう。ただし、スポンサーとは区別するものとする。

(会費)

第10条 会員は会費を納めなければならない。

2 会費は別途定めることとする。

3 納められた会費は返還しない。

(加入)

第 11 条 協会へ加入する者は加入申請書(様式 1)を提出しなければならない。

(脱退)

第 12 条 協会を脱退する者は脱退申請書(様式 2)を提出しなければならない。

2 脱退申請書(様式 2)の提出が無い場合でも、会費を 1 年間、滞納したものは協会を退会とする。

(スポンサー)

第 13 条 スポンサーは協会とスポンサー契約を結んだ企業、団体をいう。

2 スポンサーは会員と区別される。

(ソシオメンバー)

第 14 条 ソシオメンバーは協会の目的に賛同し、ソシオに登録した個人をいう。

2 ソシオメンバーは会員とは区別される。

第 3 章 権利と義務

(権利)

第 15 条 会員は協会主催または後援の各種行事に参加することができる。

(義務)

第 16 条 会員は協会の運営に等しく協力する義務を負わなければならない。

2 会員は協会会則を遵守する義務を負わなければならない。

(除名)

第 17 条 協会会則に反し協会の名誉を著しく棄損した会員は総会の議決により除名することができる。

第 4 章 役員

(役員)

第 18 条 協会の運営のために次の役員を置く。

(1) 理事 若干名

(2) 監事 1 名

2 理事の中より 1 名を理事長、1～2 名を副理事長とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、総会において正会員及び学生会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は理事の互選とする。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は代替りの役員を理事会において選出する。任期は前任者の残任期間とする。

3 役員任期が終了した時点において、次期役員選任が行われていない場合、次期役員選任までの期間、任期の延長を行う。

(役員職務)

第21条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 理事長は協会を代表し業務を総括する。
- (2) 副理事長は理事を補佐し、理事長に事故あるときはその業務を代行する。
- (3) 理事は理事長・副理事長を補佐し業務を分掌する。
- (4) 監事は協会の会計を監査する。

(事務局)

第22条 協会運営に係る事務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局に事務局長1名、事務局員若干名及び会計1名を置く。

3 事務局長及び会計は理事会の決議を経て、理事長が任免する。

(顧問)

第23条 顧問を若干名、置くことができる。

- 2 顧問は理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問は会員外から選出することができる。
- 4 顧問は理事会の諮問に応じ、また、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(運営委員)

第24条 運営委員を置くことができる。

- 2 運営委員は理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 3 運営委員は会員外から選出することができる。
- 4 運営委員は理事を補佐し業務を分掌する。

第5章 専門部

(専門部)

第25条 協会の事業のため、以下の専門部を設ける。

強化部

普及育成部

審判部

ダイバーシティ事業部

医事部

事業管理部

2 各専門部の構成委員は若干名とし、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

3 専門部の構成委員は会員外から選出することができる。

(専門部の職務)

第 26 条 各専門部の職務は次の通りとする。

(1) 強化部 ・代表チームの強化に関すること

(2) 普及育成部

・競技力向上に関すること

・選手育成に関すること

・普及活動に関すること

(3) 審判部 ・競技規則に関すること

・審判組織に関すること

・審判の育成に関すること

(5) ダイバーシティ事業部 ・・視覚障害者と健常者に向けた具体的な混ざりあいに関する
こと

(6) 医事部 ・競技医事に関すること

・大会医事に関すること

・クラス分けに関すること

(7) 事業管理部

・事務局業務に関すること

・広報に関すること

・資金調達に関すること

・総務経理に関すること

(専門部長)

第 27 条 各専門部には当該専門部を統括する専門部長を 1 名置く。

2 専門部長は専門部構成委員の互選による。

(任期)

第 28 条 各専門部委員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第 29 条 協会の会議は総会、理事会、専門部長会議、運営委員会、専門部会及びチーム代表者会議とする。

(総会)

第 30 条 総会は協会会員で構成し次の事項を審議し決定する。

- (1) 役員の選任に関する事。
- (2) 事業及び予算、決算に関する事。
- (3) 協会会則の改廃に関する事。
- (4) その他協会運営に必要な事項に関する事。

(理事会)

第 31 条 理事会は理事で構成し次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の決議に基づく事項に関する事。
- (3) 総会の決議を要しない会務の処理に関する事。
- (4) 理事長、副理事長の選出に関する事。
- (5) 事務局長及び会計の選出に関する事。
- (6) 顧問の選出に関する事。
- (7) 運営委員の任免に関する事。
- (8) 専門部委員の任免に関する事。
- (9) スポンサーに関する事。
- (10) その他、協会の運営に必要な事項に関する事。

(専門部長会議)

第 32 条 専門部長会議は専門部長で構成し次の事項を審議し決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項に関する事
- (2) 総会及び理事会の決定に基づく具体的な事項に関する事
- (2) 事業の遂行に関する事
- (3) 専門部間の連携に関する事

(運営委員会)

第 33 条 運営委員会は当該委員会で討議する議事を統括する理事、及び担当運営委員で構成し次の事項を審議し決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会及び理事会の決議に基づく具体的な事項に関する事。

(チーム代表者会議)

第 34 条

チーム代表者会議はチーム登録をしたチームの代表者で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び理事会の決定に基づく具体的な事項に関する事。
 - (2) チーム代表者会議は必要に応じ、理事長が招集する。
 - (3) チーム代表者会議は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- (専門部会)

第 35 条 専門部会は当該専門部委員で構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会及び理事会の決定に基づく具体的な事項に関する事。
- (会議の召集)

第 36 条 総会は理事会の決定により会長が召集する。

- 2 理事会は役員 2 分の 1 以上の要求があった場合に会長が召集する。
- 3 専門部長会議は必要に応じ、事務局長が招集する。
- 4 運営委員会は必要に応じ、当該運営委員会における議事を統括する理事が召集する。
- 5 専門部会は必要に応じ、当該専門部会を統括する専門部長が招集する。

(会議の成立)

第 37 条 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、委任状も含めるものとする。

- 2 理事会は理事会構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 専門部長会議は構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会は運営委員会構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 4 専門部会は専門部会構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議長)

第 38 条 総会の議長は出席会員の中から互選された者がこの任に当たる。

- 2 専門部長会議の議長は事務局長がこの任にあたる。
- 3 理事会の議長は理事長または、副理事長がこの任に当たる。理事会に理事長、副理事長が欠席の場合は、参加理事の中から互選された者がこの任に当たる。
- 4 運営委員会の議長は当該運営委員会における議事を統括する理事がこの任に当たる。
- 5 専門部会の議長は当該専門部会における専門部長がこの任に当たる。

(決議)

第 39 条 会議の決議は出席者の過半数をもってし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7章 会計

(会計)

第40条 協会の経費は会費、補助金及び協賛金などによる。

2 協会の会計には一般会計に加え、特別会計を設けることができる。

(予算)

第41条 協会の予算は毎会計年度前に事務局において作成する。

(決算)

第42条 協会の決算は毎会計年度終了後、1カ月以内に事務局において作成する。

(会計年度)

第43条 協会の会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第7章 施行

第44条 この会則は2002年10月6日から施行する。

改定（改定による章・条などの番号変更については省略）

平成16年 6月27日

- ・第28条「総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。」を「総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。」に変更。

平成17年 4月17日

- ・第2条「協会の事務所は〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26-5-501に置く。」を「協会の事務所は〒140-0004東京都品川区南大井2-7-9に置く。」に変更。
- ・第12条「2 脱退申請書（様式2）の提出が無い場合でも、会費を2年間、滞納したものは協会を退会とする。」を追加。
- ・第20条「2 事務局に事務局長1名及び会計1名を置く。」を「2 事務局に事務局長1名、事務局員若干名及び会計1名を置く。」に変更。

平成18年 4月23日

- ・第2条「協会の事務所は〒140-0004東京都品川区南大井2-7-9に置く。」を「協会の事務所は〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26-5-501に置く。」に変更。
- ・第5条「協会の運営はこの規約により行うものとする。」を「第5条 協会の運営はこの規約などにより行うものとする。」に変更。
- ・第9条「賛助会員は協会の目的に賛同し、財政的支援をするために登録した個人または団体をいう。」を「賛助会員は協会の目的に賛同し、財政的

- 支援をするために登録した個人または団体をいう。ただし、スポンサーとは区別するものとする。」に変更
- ・第 13 条「スポンサーは協会とスポンサー契約を結んだ企業、団体をいう。
2 スポンサーは会員と区別される。」を加筆。
 - ・第 19 条「3 役員の任期が終了した時点において、次期役員の選任が行われていない場合、次期役員選任までの期間、任期の延長を行う。」を加筆。
 - ・第 5 章 専門部を設け以下を加筆する。
「第 24 条 協会の事業のため、以下の専門部を設ける。強化部 審判部 普及部
2 各専門部の構成委員は若干名とし、理事会の決議を経て、理事長が任免する。 3 専門部の構成委員は会員外から選出することができる。」
「第 25 条 各専門部の職務は次の通りとする。(1)強化部 ・競技力向上に関すること (2)審判部 ・競技規則に関すること ・審判組織に関すること ・審判の育成に関すること (3)普及部 ・国内における普及活動に関すること」
「第 26 条 各専門部には当該専門部を統括する専門部長を 1 名置く。 2 専門部長は専門部構成委員の互選による。」
「第 27 条 各専門部委員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。」
 - ・第 28 条「協会の会議は総会、理事会及び運営委員会とする。」を「協会の会議は総会、理事会、運営委員会及び専門部会とする。」に変更。
 - ・第 30 条「(8) 専門部委員の任免に関すること。 (9) スポンサーに関すること。」を加筆。
 - ・第 32 条「専門部会は当該専門部委員で構成し、次の事項を審議し決定する。(1) 理事会に付議すべき事項に関すること。(2) 総会及び理事会の決定に基づく具体的な事項に関すること。」を加筆。
 - ・第 33 条「5 専門部会は必要に応じ、当該専門部会を統括する専門部長が招集する。」を加筆。
 - ・第 34 条「4 専門部会は専門部会構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。」を加筆。
 - ・第 35 条「4 専門部会の議長は当該専門部会における専門部長がこの任に当たる。」を加筆。
 - ・第 37 条「協会の経費は会費及び補助金などによる。」を「協会の経費は会費、補助金及び協賛金などによる。」に変更。

平成 19 年 4 月 29 日

- ・第 17 条「2 理事の中より 1 名を理事長、2 名を副理事長とする。」を「理

事の中より1名を理事長、1～2名を副理事長とする。」に変更。

・第37条「2 協会の会計には一般会計に加え、特別会計を設けることができる。」を加筆。

平成20年4月20日

・第14条「ソシオメンバーは協会の目的に賛同し、ソシオに登録した個人をいう。2 ソシオメンバーは会員とは区別される」を加筆。

・第25条「(4) ソシオ事業部 ・啓蒙活動に関すること」を加筆。

・第29条「協会の会議は総会、理事会、運営委員会、専門部会及びチーム代表者会議とする」に変更。

・第33条「チーム代表者会議はチーム登録をしたチームの代表者で構成し、次の事項を審議する。・総会及び理事会の決定に基づく具体的な事項に関すること。2 チーム代表者会議は必要に応じ、理事長が招集する。3 チーム代表者会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。」を加筆。

平成21年5月10日

・第2条「協会の事務所は〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26-5-501に置く」を「協会の事務所は〒169-0073東京都新宿区百人町1-23-7新宿酒販会館2階に置く」に変更。

・第3条「国内の視覚障害者サッカー (Blind Football) における」に「国内の視覚障害者サッカー (Blind Football, Blind Futsal)」を加筆。

・第25条「協会の事業のため、以下の専門部を設ける」に「育成部」を加筆。

・第26条「各専門部の職務は次のとおりとする。(1) 強化部 ・競技力向上に関すること」を「(1) 強化部 ・代表チームの強化に関すること」に変更。また「(2) 育成部 ・競技力向上に関すること ・選手育成に関すること」を加筆。

平成22年7月3日

・第1条「本会の名称は、日本視覚障害者サッカー協会 (以下協会) とする」を「本会の名称は、日本ブラインドサッカー協会 (以下協会) とする」に変更。

・第2条「協会の事務所は〒169-0073東京都新宿区百人町1-23-7新宿酒販会館2階に置く」を「協会の事務所は〒169-0073東京都新宿区百人町1-23-7新宿酒販会館4階に置く」に変更。

- ・第 25 条「協会の事業のため、以下の専門部を設ける」に「育成部」を加筆。
- ・第 26 条「各専門部の職務は次のとおりとする。(1) 強化部 ・競技力向上に関すること」を「(1) 強化部 ・代表チームの強化に関すること」に変更。また「(2) 育成部 ・競技力向上に関すること ・選手育成に関すること」を加筆。
- ・第 42 条「協会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする」を「協会の会計年度は毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする」に変更。

平成 23 年 10 月 30 日

- ・第 25 条「協会の事業のため、以下の専門部を設ける。」に普及育成部とダイバーシティ事業部を名称変更。
- ・第 26 条各専門部の役割に「(3) 普及育成部 ・競技力向上に関すること ・選手育成に関すること ・普及活動に関すること (略) (5) ダイバーシティ事業部 ・視覚障害者と健常者に向けた具体的な混ざりあいに関すること」に修正。
- ・第 29 条会議に専門部長会議を追記。
- ・第 32 条に専門部長会議「専門部長会議は専門部長で構成し次の事項を審議し決定する。(1) 理事会に付議すべき事項に関すること (2) 総会及び理事会の決定に基づく具体的な事項に関すること (3) 事業の遂行に関すること (4) 専門部間の連携に関すること」を追記。
- ・専門部長会議の追記にともない第 36 条に「3 専門部会は必要に応じ、事務局長が招集する。」第 37 条に「3 専門部長会議は構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。」第 38 条に「2 専門部長会議の議長は事務局長がこの任に当たる。」を追記。

平成 24 年 10 月 14 日

- ・協会脱退条件を第 12 条 2「脱退申請書(様式 2)の提出が無い場合でも、会費を 1 年間、滞納したものは協会を退会とする。」に変更。
- ・第 25 条「協会の事業のため、以下の専門部を設ける。」よりソシオ事業部を削除、医事部、事業管理部を追記。
- ・第 26 条各専門部の役割に「(6) 医事部 ・競技医事に関すること ・大会医事に関すること ・クラス分けに関すること (7) 事業管理部 ・事務局業務に関すること ・広報に関すること ・資金調達に関するこ

と ・総務経理に関すること」を追記。